

群馬大学大学院医学系研究科アジアにおける核医学発展のための指導的人材  
養成プログラム運営評価委員会規程

平成24.11.27 制定

改正 平成26.4.1 平成29.5.1

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院医学系研究科アジアにおける核医学発展のための指導的人材養成プログラム（以下「本プログラム」という。）を運営及び評価するために設置する群馬大学大学院医学系研究科アジアにおける核医学発展のための指導的人材養成プログラム運営評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本プログラムの教育課程に関すること。
- (2) 本プログラム履修者の募集、選考等に関すること。
- (3) 本プログラムの自己評価に関すること。
- (4) その他本プログラムの運営及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 放射線診断核医学専攻の担当を命ぜられた教授
- (3) 医科学専攻教務委員会委員長
- (4) 生命医科学専攻教務委員会委員長
- (5) 教育研究支援センター教育研究部門長
- (6) 国際センター国際交流委員会委員
- (7) その他研究科長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、第3条第2号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の決定事項を必要に応じ教授会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成24年11月27日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。